

## 【学校において予防すべき感染症】 学校保健安全法施行規則 18 条

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくがぜ)、風しん(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置を要する疾患：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ

## 【出席停止の期間の基準】

第1種	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等感染症を除く)
	百日咳	特有の咳消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化(かさぶた化)するまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	感染した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第3種	病状により嘱託医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	

\* 出席停止の期間については、病状により医師において伝染の恐れがないと認めた場合はこの限りではありません。

- ① 新型コロナウイルス感染症の出席停止に必要な書類 [報告書\(保護者の方が記入をしてください\)](#)
- ② インフルエンザの出席停止に必要な書類 [治癒報告書\(保護者の方が記入をしてください\)](#)
- ③ その他の感染症の出席停止に必要な書類 [登校許可書\(医療機関で証明を受けてください\)](#)